

なければならない。

また、現行の経済的負担の軽減を図るための税制上の措置については、その有効性を検討すべきである。

公共交通機関や公共的施設の利用料等の減免については、距離等の制限を見直して日常生活に有効に機能するよう是正に努める。

さらに、これらの軽減措置において、障害種別・程度を判断基準とした医学モデル的な観点からではなく、生活の実態に基づくニーズを判断基準とする社会モデル的な観点から、その必要性が判断されるべきであり、不合理な格差はなくさなければならない。

したがって、基本法においては、国及び地方公共団体は、障害者の自立支援の観点から、障害の種別・程度にかかわらず、障害者が置かれたその生活実態に基づいて、障害者及び障害者を介助する親族の経済的負担の軽減を図るため、有効な税制上の措置、日常的に必要な公共交通機関や公共的施設の利用料等の減免だけでなく、日常生活又は社会生活上必要な住宅にかかる費用や障害ゆえに追加的に必要な費用についても軽減措置を図るべき旨を反映すべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 地域社会で生活するに足る所得保障の一環として、稼働所得の不足分を補えるような年金、手当施策が行われること。
- ・ 地域社会で生活するに足る所得保障の一環として、無年金障害者の救済を含みうる形で、現行規定の手当などの施策が行われること。
- ・ 国及び地方公共団体は、障害者の自立支援の観点から、障害の種別・程度にかかわらず障害者の置かれた生活実態に基づいて、障害者及び障害者を介助する親族の経済的負担の軽減を図るため、有効な税制上の措置、住宅にかかる費用や障害ゆえに追加的に必要な費用等に関して軽減措置を講ずること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害者が地域社会において自立した生活ができるよう、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講ずるとともに、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講ずるなど障害者が障害のために追加的に要する経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずること。

14) 政治参加

(推進会議の認識)

政治参加の問題は、投票行為、障害のある議員の議会活動、障害者の政治活動への参加、議会や政治に関する情報保障、公的活動への参加等、幅広い分野に及び多くの課題を抱えている。

たとえば、成年被後見人は、公職選挙法における欠格条項により選挙権・被選挙権を奪われ、国や地方公共団体の関連する審議会や検討会への参画にあたって、障害の特性やニーズによる合理的配慮が行われないことによって、公的活動への参加の機会が奪われるなど、政治参加にかかわる障害に基づく制限や排除、又は欠格条項の問題は、障害に基づく差別の問題として、今後、差別禁止部会での議論を踏まえ、引き続き推進会議において検討を進めることが必要である。

選挙等に関する情報提供や投票行為にかかる環境整備については、点字及び音声による選挙公報等の発行が十分になされていないことや、政見放送において字幕、手話の付与が十分にはなされていない等、障害者が情報を得ることが困難な状況がある。また、重度の在宅障害者等が対象になる郵便投票が「自筆」を条件としていることや、投票所までの又は投票所内の移動、情報アクセス及びその他必要な配慮の確保などの多くの不備があるなど、公正かつ適切な選挙の実施の観点で大きな問題が指摘されている。

【選挙等に関する情報提供と投票のための必要な体制の整備】

国及び地方公共団体は、法律の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が障害者でない者と同様に容易に必要な情報が提供され、投票することができる条件整備が必要である。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者の選挙権及び被選挙権を障害のない人と平等に保障するために、障害の種別や特性に応じた必要な施策を講ずること。
- ・ 選挙等に関する情報の提供と投票を容易にする観点から、障害の特性に配慮した必要な体制を整備すること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 選挙等の実施において、選挙等に係る情報の提供や投票等について障害の特性に配慮した施策を講ずること。

15) 司法手続

(推進会議の認識)

刑事訴訟手続や民事訴訟手続を始めとする司法手続においては、障害があるために意思表示や理解の面で制約を受けている人に対する配慮が、著しく欠けているとの指摘がある。例えば捜査段階においては、逮捕状の内容や黙秘権などについて取調べ者が一般的な説明しかしないため、障害者は何を言われているのか理解できず、有効・適切に自己防衛することができないことが多い。公訴、公判、刑の執行、拘禁施設全般にわたっても同様で、障害のある被疑者等が意思表示等の面でどのような困難さをもっているかを把握、留意するという過程は全くないという指摘がある。

民事手続においても、口頭弁論手続のみならず、尋問や証拠調べ手続き、さらには、判決等の手続きにおいても、手続き上の配慮があるとは言い難い。

さらに、民事訴訟手続や刑事訴訟手続等における障害者のコミュニケーションの確保のために必要な人的、物理的支援に係る費用についても、障害のない人の場合と比較して不利益を負う状況にある。

以上のような状況を踏まえ、障害者への司法手続上の手続的適正を確保し、もってその権利を保障するための措置を講ずることが必要である。

【司法に係る手続等と必要な配慮】

国及び地方公共団体は、障害者が被疑者、被告人、受刑者等の直接の当事

者の場合において、少年事件の手続き、捜査（取調べ、実況見分、逮捕等）、公判、判決、刑の執行、受刑を含む拘禁手続き及び処遇、民事事件における口頭弁論、証拠調べや判決手続き等、手続き及び処遇全般にわたって、障害者の特性に応じた手続き上の配慮が必要であり、それらにかかる費用負担を含め、そのために必要な措置を取らなければならない。また障害者が司法関係者、参考人、証人、裁判員、傍聴者など間接的な関わりを持つ場合においても、同様の措置が行われなければならない。

【コミュニケーション手段等の確保措置】

国及び地方公共団体は、上記手続き及び処遇上の配慮、特に障害者が必要とする適切なコミュニケーション手段等を確保するための措置を講ずると同時に、これらのコミュニケーション手段等についての情報を、障害者に告知するべきである。このコミュニケーション手段等には、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳者、知的障害者等への説明者等の立会いによる情報保障を含み、司法機関としてこれらの者への研修を行うべきである。

【司法関係者に対する研修】

国及び地方公共団体は、司法手続に係る関係職員（警察官及び刑務官等を含む。）に対して、障害の理解と必要とされる手続き及び処遇上の配慮に関して、研修を行うべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 司法手続において、障害者が必要とする手続き及び処遇上の配慮、特に適切なコミュニケーション手段等を確保するための措置を講ずること。
- ・ 司法手続に係る関係職員（警察官及び刑務官等を含む。）に対して、障害の理解と必要とされる手続き及び処遇上の配慮に関して研修を行うこと。

（基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見）

- 司法手続において、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保等の必要な配慮がなされるとともに、関係職員に対して障害の理解等に関

する研修を行うなどの必要な施策を講ずること。

16) 国際協力

(推進会議の認識)

日本は、第1次及び第2次「アジア太平洋障害者の十年」の提唱国として、NGO等と協力しつつ、アジア太平洋における障害分野の国際協力に積極的に貢献してきており、諸外国からも高い評価を受けている。今後も国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）を中心に、更に積極的な役割を期待されている。さらに、アフリカや中南米での実績もあり、アジア太平洋地域を越えた広範な地域での活動を継続し、推進すべきである。日本は、障害分野での国際協力について、法的には直接的な規定を有していないが、障害者権利条約は国際協力の必要性をうたっており、障害分野における国際協力を促進するためには、基本法に、国際協力に関する取り組みを行う旨を盛り込む必要があるべきことを明記する必要がある。

また、国際協力においては、障害に特化した国際協力事業だけでなく、あらゆる国際協力事業について障害者が担い手及び受益者となりうるようアクセシビリティの確保等を重視するべきである。その際、外国政府や国際機関だけでなく、NGO等、特に障害者の組織と共同して取り組むことが重要である。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害分野における国際協力に必要な取組を行うこと。
- ・ 障害分野における国際協力は、外国政府、国際機関又は障害者の組織を含む民間団体との連携により行うこと。
- ・ 障害分野における国際協力について、その取組の担い手及び受益者として障害者が参加できるように、国際協力事業全般のバリアフリーの促進とともに、合理的配慮の提供を確保すること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害分野における国際協力を推進するため、外国政府、国際機関等との相互の連携や協力を図るために必要な施策を講ずること。

4. 推進体制

1) 組織

(推進会議の認識)

【組織】

障害者権利条約では、監視機関（モニタリング機関）について、締約国に対して、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を監視するための枠組みを自国内において維持・強化・設置することなどを要請している。

(国)

中央障害者施策推進協議会及び推進会議を発展的に改組し、障害当事者、学識経験者等で構成する審議会組織を新たに内閣府に設置すべきである。その際、当事者の意見を反映させる観点から、構成員の過半数を障害当事者とすることが必要である。

(地方)

各都道府県及び市町村において、実態を踏まえた実効性のある都道府県障害者計画を策定し、地方においても障害者権利条約の理念を実現していくためには、地方における施策の実施状況の監視を、協働による地域づくりといった観点から行う権限を新たに付与するなど、現行の地方障害者施策推進協議会の権限を強化し、当事者の意見を反映させる観点から、その構成員の過半数を障害当事者とすることが必要である。

また、地方における障害者施策の多くは、市町村により実施されていることから、市町村においても、現行の地方障害者施策推進協議会の権限を強化した新たな組織を必置とすべきである。

2) 所掌事務

(推進会議の認識)

【所掌事務】

(国)

国に置かれる審議会組織は、障害者施策の確実な実施を図るため、以下の事務を担う必要がある。

- ・ 障害者基本計画策定の際の意見具申を行うこと
- ・ 障害者に関する基本的な政策に関する調査審議を行うこと
- ・ 障害者に関する施策の実施状況を監視し、必要に応じて関係各大臣に勧告を行うこと

また、勧告が行われた場合に、関係大臣は、これに基づき講じた施策について、審議会組織に適切な期間内に報告を行わなければならないこととすべきである。

改革集中期間内にあっては、これらに加えて、障害者制度の集中的な改革の推進のため、必要な調査審議を行うとともに、関係大臣に意見を述べられるようにすべきである。

また、調査審議を実効あるものとするため、関係各大臣に資料の提出や説明など必要な協力を求めることや、意見具申を行えるようにすることが必要である。加えて、地方における障害者施策の推進状況を的確に把握するため、地方の監視機関に対して、施策の実施状況の報告を求めることができるようにすべきである。

上記の任務を十全に果たすため、監視等の審議に当たって、必要な情報保障を含めた委員の適正な待遇の確保や必要な事務局体制の整備をすべきである。

(地方)

地方に置かれる審議会組織は、地方における障害者施策の実施を図り、障害者権利条約の理念を実現するため、現行の事務に加えて、以下の事務を新たに担う必要がある。

- ・ 施策の実施状況の監視（検証、評価、提言等を含む。）事務を行うこと

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 中央障害者施策推進協議会及び障がい者制度改革推進会議を発展的に改組し、障害当事者、学識経験者等で構成する新たな審議会組織を内閣府に置くこと。
- 新たに国に置かれる審議会組織は、障害者基本計画及び障害者に関する基本的な政策に関する調査審議を行うとともに、施策の実施状況を監視し、必要に応じて勧告を行うことができるようにすること。
- 国に置かれる審議会組織は、改革の集中期間において、制度改革の推進に関する事項についても調査審議を行うものとする。
- 国に置かれる審議会組織が任務を十全に果たせるようにするため、関係行政機関、関係団体等に対し必要な協力を求めることができるようにすること。
- 地方に置かれる審議会組織は、現行の事務に加えて、新たに施策の実施状況に関する監視に関する事務を行うこと。

II. 「障害」の表記

(推進会議の認識)

【作業チームの設置】

推進会議は、「障害」の表記に関する作業チームを設置し、「障害」のほか、「障碍」、「障がい」、「チャレンジド」等の様々な見解があることを踏まえ、それぞれの表記を採用している障害者団体、地方公共団体、企業、マスメディア、学識経験者等 10 名から、その考え方や運用状況等についてヒアリングを行うとともに、障害団体関係者も含む一般からの意見募集を実施した。同作業チームによる報告を受けた推進会議はその報告に基づき、現時点における考え方の整理と今後の課題について検討を行い、以下のことを確認した。

【表記問題に対する結論】

「障害」の表記については、様々な主体がそれぞれの考えに基づき、様々な表記を用いており、法令等における「障害」の表記について、見解の一致をみなかった現時点において新たに特定の表記に決定することは困難であると判断せざるを得ない。

他方で、この度の様々な関係者、有識者からのヒアリング等を通じて、これまで明らかになっていなかった検討課題や論点も浮かび上がってきており、今後「障害」の表記に関する議論を進めるに当たっては、以下の観点が必要と考えられる。

- ・ 「障害（者）」の表記は、障害のある当事者（家族を含む。）のアイデンティティと密接な関係があるので、当事者がどのような呼称や表記を望んでいるかに配慮すること。
- ・ 「障害」の表記を社会モデルの観点から検討していくに当たっては、障害者権利条約における障害者（persons with disabilities）の考え方、ICF（国際生活機能分類）の障害概念、及び障害学における表記に関する議論等との整合性に配慮すること。

これらを踏まえ、法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後、制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることを目指すべきである。

【今後の課題】

今後の取り組みとして、具体的には、以下の取り組みが重要であるが、その際、障害は様々な社会的障壁との相互作用によって生ずるものであるという障害者権利条約の考え方を念頭に置きつつ、それぞれの表記に関する考え方を国民に広く紹介し、各界各層の議論を喚起するとともに、その動向やそれぞれの表記の普及状況等を注視しながら、今後、更に推進会議においても検討を進め、意見集約を図っていく必要がある。

なお、表現の多様性を確保する観点から自治体等が「障碍」という表記を使いやすくするべきとの意見もあり、「碍」を常用漢字に追加するよう提言することの適否について、併せて検討すべきである。

以上を踏まえて、次のことを行うべきである。

- ・ 各種シンポジウムや障害者週間等の啓発事業を通じて、「障害」のそれぞれの表記に関する議論を紹介するとともに、幅広く様々な主体における議論を喚起していくこと。
- ・ 「障害」のそれぞれの表記の普及状況について、定期的に調査を行うなど、その把握に努めること。
- ・ 近年、国会においても「障害」や「障がい」等の表記を挙げて、「障害」の表記の在り方に関する議論が度々なされており、このような動向も注視しつつ検討を進めること。